

公 第 777 号 - 1

千葉県屋外広告物審議会 様

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定による禁止地域等を次のように指定したいので、同条例第18条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 8年 7月29日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

記

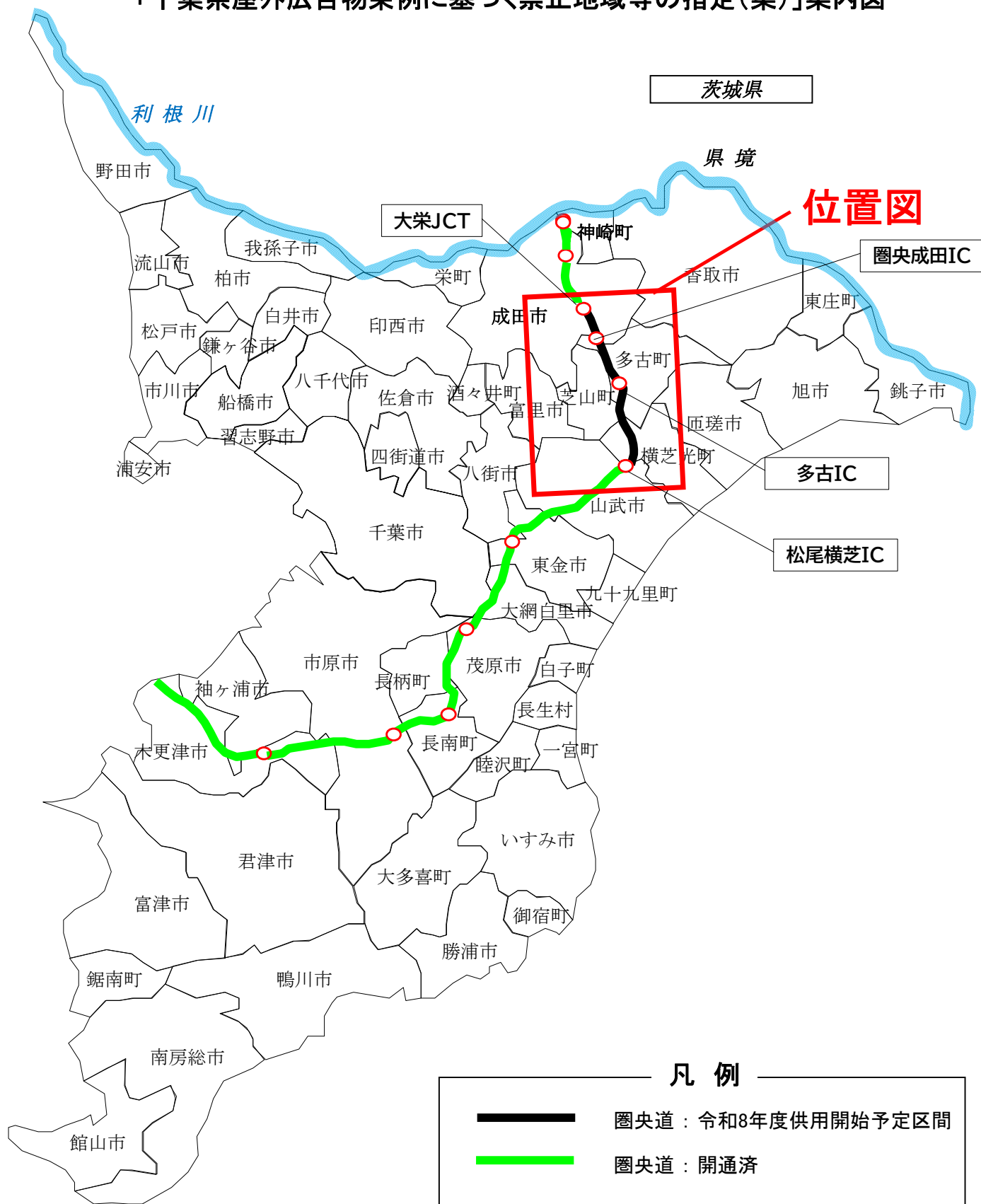
1 禁止地域等に指定する区域

首都圏中央連絡自動車道のうち、大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域

2 指定の理由

首都圏中央連絡自動車道のうち、大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間が供用開始されることに伴い、規制を図るため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図



指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

禁止地域等は、両側の路端から側方一〇〇メートル以内の区域で、道路から展望できる区域

※大柴ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間と多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の供用開始時期が異なる予定となることから、それぞれ供用開始に合わせて指定することとします。

公 第 777 号 - 2

千葉県屋外広告物審議会 様

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定による禁止地域等を次のように指定したいので、同条例第18条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 8年 7月29日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

記

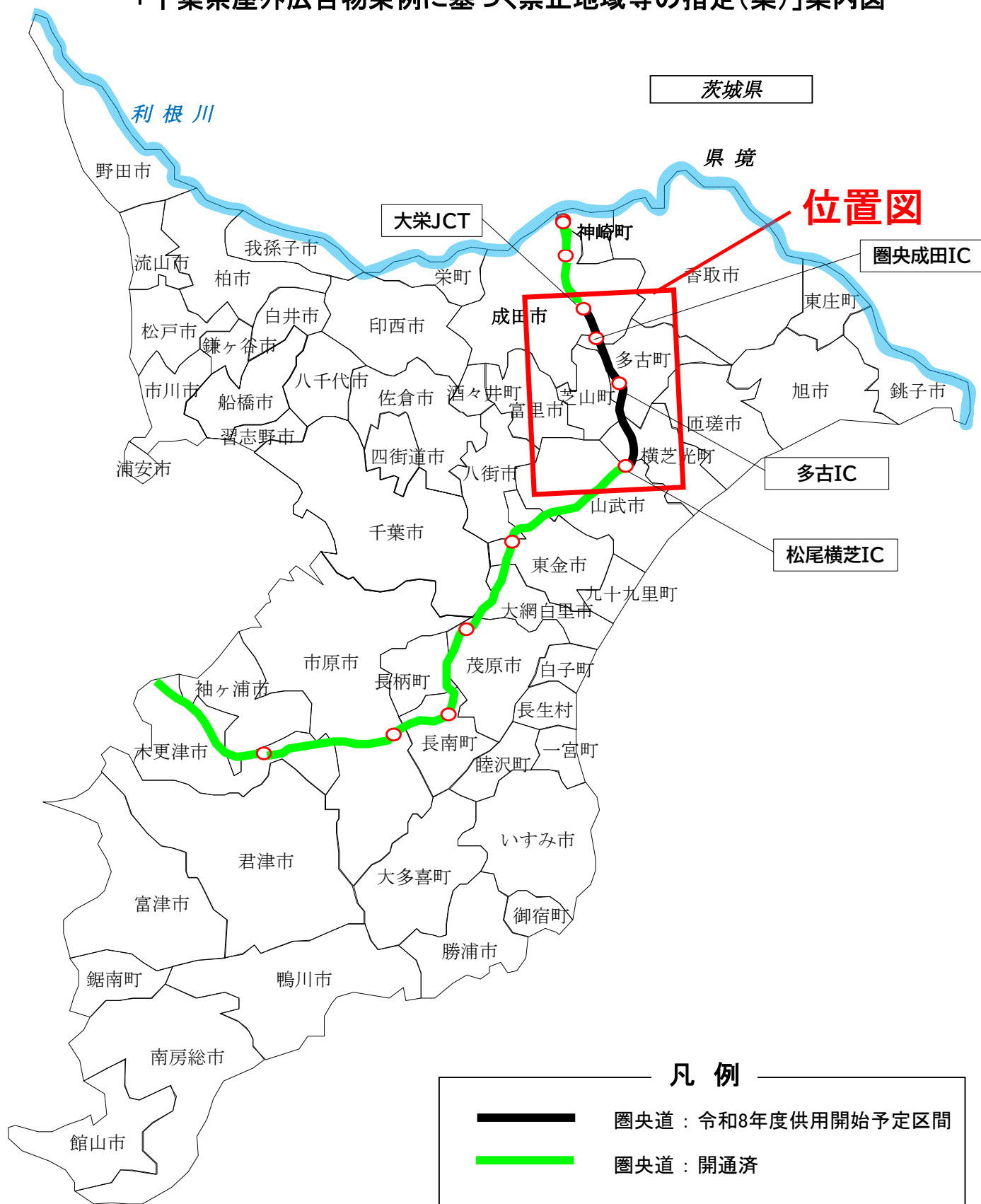
1 禁止地域等に指定する区域

首都圏中央連絡自動車道のうち、多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域

2 指定の理由

首都圏中央連絡自動車道のうち、多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間が供用開始されることに伴い、規制を図るため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図



禁止地域等は、両側の路端から側方一〇〇メートル以内の区域で、道路から展望できる区域

指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

※大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間と多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の供用開始時期が異なる予定となることから、それぞれ供用開始に合わせて指定することとします。